

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 地域計画の変更について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 久保弘之
係長 清水信吾
主任 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 川野辺辰美委員、3番 野口啓子委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号190号ですが、譲渡人は高齢で耕作ができないため譲受人
	へ贈与を行うものです。申請地は譲受人の自宅から約50mに位置して
	います。申請事由も農業経営拡張であり、問題ないと思われ
	ます。
	受付番号191号ですが、譲渡人は今後耕作ができないため譲受人へ
	売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から約650mに位置して
	います。申請事由も農業経営拡張のため、問題ないと思われ
	ます。
	受付番号192号ですが、譲渡人は相続で取得したものの、耕作が
	難しいことから譲受人へ売買を行うものです。譲受人は、申請地に
	隣接した宅地を購入しました。この宅地から徒歩数十秒に位置して
	います。申請事由は自家消費野菜作付であり、問題ないと思われ
	ます。
受付番号193号ですが、譲渡人は今後耕作が難しいことから譲受人	
へ贈与を行うものです。申請地は譲受人の自宅から車で約10～15分	
の位置にあります。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと	
思われます。	
受付番号205号ですが、譲渡人は今後耕作が難しいことから譲受人	
へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、徒歩	
数十秒の位置にあります。申請事由は自家消費野菜作付けであり、	
問題ないと思われます。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
5番	受付番号190号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。

	<p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、受付番号193号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
2番	<p>受付番号191号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
8番	<p>受付番号192号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
11番	<p>受付番号205号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成
	の委員は「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	を議題といたします。ただし、農業委員会等に関する法律第31条の
	規定による議事参与の制限等に該当する案件がありますので、受付番号
	194号と195号の審議、採決に際しましては、「 推進
	委員」に退席を求めることとなります。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
	します。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	194号と195号は関連がありますので、一括で説明いたします。
	194号は農家住宅の拡張を、195号は農業用倉庫を設けるもの
	です。
	今般、申請人の住宅の建て替えを検討したところ、敷地の一部に農地
	があることが分かりました。この建て替えにあたり、適法化するため
	に申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の
	集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由
	が住宅敷であるため、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存
	の施設の拡張」の例外に該当するものであり、許可相当になるものと
	思われます。
	196号では、農家住宅の拡張を行うものです。
	申請人が住宅の建て替えを計画したところ、敷地の一部に農地が
	あり、さらに調査すると昭和45年以前から既に宅地利用していたため
	今回申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の
	集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。

	<p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、都市計画法の市街化区域と市街化調整区域が線引きされた、昭和45年8月25日以前から宅地等の利用が当時の航空写真等で確認できれば、追認という形で転用の許可を行うということになっています。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号194号と195号について合わせて調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、申請地の隣接地に妻と2人で生活しておりますが、以前から申請地の工作物・農業用倉庫等の越境を解消したいと考えておりました。本来であれば、農地法違反に該当するため、越境している部分を是正すべきなのですが、取り壊し工事を依頼する資金もなく、自身での取り壊しも困難であり、また、農業用倉庫は現在も利用しており、移動させるスペースもない状況です。現状のまま追認をお願いしたいと考えております。</p> <p>続きまして、受付番号196号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>それぞれの案件の申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>このたび、自宅が老朽化してきたため、自宅を建て替えることにしたのですが、先だって行った調査において、現在農業用で使用している倉庫の底地が農地であることが判明し、さらなる調査で、昭和45年当時から農業用倉庫として利用されてきたことが分かりました。</p> <p>この分野における十分な法的知識がなく手続きを行わずに使用してきたことについては大変申し訳なく感じております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは議事参与の制限等に該当しない案件、受付番号196号を先に審議を行います。196号の採決の後、194号と195号の審議については「推進委員」の退席をお願いすることといたします。</p> <p>それでは、受付番号196号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、受付番号196号の案件については、担当委員の報告</p>

	<p>のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、受付番号196号の案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続いて、受付番号194号と195号の案件について審議を行います。こちらは議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「推進委員」の退席をお願いいたします。</p> <p>(委員 退席)</p> <p>それでは、受付番号194号と195号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
6番	畑に農業用倉庫を建てることについて、何か制約があるのですか。
事務局	農地法上は、例えば、基礎を作ってはいけないとか、逆に作らなければいけないというような制限は特にはないですが、ただ建物を建てるとなると農地法の手続き以外にも、都市計画法の手続きや建築基準法の手続き等の別法律の手続きが必要になる可能性があります。
3番	農地と宅地で税金は違うと思いますが、宅地のほうが高いから、地目変更を行わないと、遡ってを何か手続き等が必要になることはあるのでしょうか。
事務局	農業委員会の議案書を税務課に情報提供していますので、農地転用の許可が出た時点で、元々農地だったところが宅地になると、税務課も把握しておりますのでその時点で固定資産税が変動することはありません。もしも今回のように、地目上農地ですが、既に別目的で使っていたとなると、遡っての対応の可能性もあると思います。
議長	(質疑終了)
(議案第3号)	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、受付番号194号と195号の案件については、担当委員の報告のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、受付番号194号と195号の案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>推進委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(推進委員 入室)</p> <p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>197号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は現在、実家に居住していますが、結婚を考え、住宅の建築を検討しました。そこで近隣の市街化調整区域の土地を探したところ、</p>

本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる
「第2種農地」と判断しました。
198号では、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、現在市外のアパートに居住していますが、部屋が手狭なため住宅を建設することを決めました。そこで勤務先に近い等の条件の合う場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる
「第2種農地」と判断しました。
199号では、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量が確保でき、既存電柱の利用による負担金の節約、整地費用が安価である等の条件を満たしているため、本申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる
「第2種農地」と判断しました。
200号では、駐車場を設けるものです。
譲受人は、市内で主に運送業や再生資源の卸売り業を行っている法人です。今般、事業拡大に伴い、大型貨物車等の車両が増え、既存の駐車場が手狭になってきました。そこで近隣の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる
「第2種農地」と判断しました。
201号では建築条件付売買予定地を設けるものです。
譲受人は市外で不動産業を行っている法人です。今般、1区画当たり300㎡以上の敷地が6区画以上確保できる住宅用地を探していたところ、本申請を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる
「第2種農地」と判断しました。
202号では自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、現在市外のアパートに居住していますが、結婚を考え住宅の建設を計画しました。そこで適切な場所を探したところ、実家に近い本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地区分については、東武伊勢崎線南羽生駅から1km以内となる
「第2種農地」と判断しました。
203号では、農地改良による一時転用を行うものです。
譲受人は、市外で主に土木建設業を行っている法人です。申請地は現在、担い手が借り受けて玉ねぎや白菜を栽培していますが、水はけが悪く耕作しづらい状況になっているため、農地改良でかさ上げを行うものです。
申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われま。
204号では太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は、市外で主に太陽光発電事業を行っている法人です。今般、

	<p>周囲環境や立地条件等から日当たりが良く、太陽光発電に適した土地であり、採算性のある土地として本申請地を見つけたため、申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6番	<p>受付番号197号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の実家に家族と暮らしておりますが、結婚を考え、専用住宅の建設を考えました。実家近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つかり申請を行うものです。近隣に住宅も多く、小学校も近くにあり、将来、何かと便利などと考えております。</p> <p>続きまして、受付番号198号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、賃貸住宅に暮らしておりますが、手狭になり、専用住宅の建設を考えました。勤務先や妻の実家近くの市街化区域で探しましたが、条件に合うものが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つかり申請を行うものです。近隣に住宅も多く、小学校も近くにあり、将来、何かと便利などと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号199号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>太陽光発電設備設置の敷地とするには、太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売買負担金の節約、整地費用が安価といった要件を満たすことが必要であり、申請地は上記要件を満たしていると考えます。事業規模決定根拠・採算性としましては、太陽光発電は再生可能エネルギー利用促進として必要不可欠な存在です。また、小売電気事業者との電気売買契約に基づき、安価で安定した電力調達が可能であり、継続的なビジネスとして十分な採算性が認められるので、太陽光発電事業を積極的に推進している次第です。事業の必要性として、太陽光発電事業については、供給する再生可能エネルギー由来の電気が不足していることから、条件の良い土地が</p>

	<p>見つかり次第、早急に事業化することが望めます。</p> <p>続きまして、受付番号200号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>平成19年1月に創業し、一般貨物運送業、再生資源の卸売等を主な業務として行ってまいりましたが、主力事業である鉄スクラップの解体卸売は、相場・経済状況により価格の浮き沈みの変動が激しく、安定した収入源の確保が必要なため、比較的価格の変動の少ない再生プラスチック事業を当社の主力事業を変更したことにより、持続的な成長を続けて来ております。そして、これまで会社の規模・売上に比例して事業環境を整えてまいりました。当然ながら仕事量に伴い、大型トレーラーや大型トラック、大型重機等の保有車両も増えております。規律として無事故無違反・危険回避を考え、常に安全への配慮を徹底していかなければなりません。車名が入った車両についてはリサイクル販売という業種だからこそ綺麗にしておく必要がございます。当該物件を申請いたしますのは、当社が所有する駐車場と社宅の間に位置すること、そしてこの社宅の給水を使用できることが、最適な土地と判断した理由でございます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1番	<p>受付番号201号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>住宅環境の良い羽生市において、お住まいになる方にとってさらに利便性が高く、それでいて、住環境が整ったまち作りのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいとなる方の対象は、20代から30代前半の夫婦で、まだお子様が幼く、共働きをしている家族であり、休みの日は公園で家族一緒に過ごしたり買い物したりと、郊外でゆとりを持った住まいを探している方を対象としておりました。そのため、敷地内に車が2台が停めることができ、そこそこのガーデニングをできる庭もあり、近くには公園やショッピング施設などもある場所を選定し、探してまいりました。1区画300㎡以上は欲しく、6区画以上の建築ができるような土地を探しておりました。まずは市街化区域で探しましたが、条件に合うものが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、当該地は敷地の面積も閑静な周辺地域としてロケーションも要件を満たしておりました。また国道122号線へのアクセスも良いため、商業施設へも車で容易に行け、また、市役所などの公共施設なども最寄りにあり、利便性にも優れているため、絶好のロケーションであると強く認識いたしました。</p> <p>続きまして、受付番号204号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電事業の買い取り価格が下がり、投資費用面から、農地等を活用しないと事業が成立しない状況にあります。申請地は目安の1,000㎡より広さがあり、周囲に高い建物が無いというのがありますが、パネルを配置図のように並べられ、530kW発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
11番	<p>受付番号202号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に暮らしておりますが、結婚を考え、専用住宅の建設を考えました。婚約者の実家近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つかって申請を行うものです。近隣に住宅も多く、小学校も近くにあり将来、何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
3番	<p>受付番号203号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>水田を畑として使用し、玉ねぎ、白菜などを栽培しておりますが、耕作地の水はけが悪く、特に雨天後の雨水が地面下に浸透しづらく、作物が雨水につかる状況が起こっております。そのことが、作物の収穫量に大きく影響しており、農地改良の工事で、耕作面を嵩上げし、雨水の浸透を促すことで、作物が雨水につかる状況を改善し、収穫量を増加させるために、農地改良工事を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
5番	<p>農地改良についての経費は耕作者と工事業者のどちらが支払うのでしょうか。</p>
事務局	<p>工事費については今回の場合は、工事業者の自己資金で行うことになっております。想像の域は出ない部分ではありますが、この造成費につきましても、自己資金で賄うということになってますけれども、その自己資金の元手というのはおそらく、大手ゼネコンからの残土処分費として受けているもので賄っているものだと思います。補足として農地改良については高さの制限がありまして、設置基準となる道路</p>

	から30cmまでが上限になっておりますので、必要以上に盛るとい ような懸念はないと考えております。
5番	太陽光発電の規模には制限があるのでしょうか。
事務局	規模の制限はありませんが、低圧か高圧によっておそらく適した面積 があり、会社ごとの収支の見込みや独自の基準はあるものと思われ ます。低圧か高圧かは分かりませんが、1,000㎡前後がちょうど いいという話は聞いたことがあります。
議長	(質疑終了)
(議案第4号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による 許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する ことに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による 許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する ことに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第4号の審議に入ります。
	(休憩)
	続きまして、議案第4号 地域計画の変更についてを議題といたし ます。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化 促進法第19条第6項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められ ています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第3号 地域計画の変更について説明させていただきます。 地域計画とは、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法に 基づき、農業者を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地 利用の姿を明確化するために、策定する計画です。この地域計画に ついては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、 地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 農業委員会に意見を聞くこととされています。よって地域計画の変更 案について、農業委員会に議論いただくため、審議をお願いするもの です。本日の農業委員会における審議後、その他関係機関からの問題 等の指摘がなければ、地域計画案の公告縦覧を2週間行い、地域計画 の変更となります。
	では、お手元の議案書について説明申し上げます。 今回の変更地区は、新郷地区と須影地区と村君地区でございます。 変更理由としては、新郷地区は太陽光発電施設の建設を計画するに あたり、農地転用前に地域計画から除くための手続きと営農型太陽光 発電施設による担い手の変更および追加です。須影地区は太陽光発電 施設の建設を計画するにあたっての農地転用前に地域計画から除く ための手続き、村君地区は分家住宅の建設を計画するにあたっての 農地転用前に地域計画から除くための手続きでございます。
	地域計画からの除外面積は、新郷地区637㎡、須影地区1,052㎡ 村君地区834㎡です。担い手の変更面積は新郷地区20,813㎡ です。変更内容についてお手元の議案書の地域計画の変更点について をご覧ください。なお、当計画については、農地転用の見込みありの

	<p>案件でございます。また、新郷地区の営農型太陽光発電施設設置につきましても、地元に対し、協議の場を開催し、営農型太陽光発電施設設置による営農計画、周辺農地への影響を踏まえ、地元より合意を得る必要があるとされています。これにあたり、6月19日に協議の場を開催しまして、周辺地権者、耕作者より合意をいただいております。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それではただいまの説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p>
6番	<p>営農型太陽光発電事業者の10年後の経営作物等が水稻、麦になっておりますが、現状の果樹から変更予定なのでしょうか。</p>
事務局	<p>記載誤りでございます。10年後の経営作物等の変更はございませんので、修正いたします。</p>
議長	<p>(質疑終了)</p>
	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第4号 地域計画の策定については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号 地域計画の策定については同意することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>分譲住宅敷1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷6件、共同住宅敷地3件でございました。</p> <p>報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の取消しについてでございますが、これは農地法の届出を行ったものの、諸事情から取消しを行うものです。1件でございました。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。4件でございました。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました5月分でございます。</p> <p>4条が1件、5条が11件ございました。</p> <p>報告事項6 別刷りの図面をご覧ください。こちらは今年の4月に審議いただきました、営農型太陽光発電の配置図面になります。4月に審議いただいた後、県との調整の中で配置計画が図面のように変更がありましたので、この場を借りて報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。</p> <p>お手元に配布している「農業委員・推進委員の地位を利用した選挙運動の禁止事項について」をご覧ください。来月に参院選が行われる</p>

	<p>予定ですが、選挙関係での注意点が配布資料の内容になります。農業委員・推進委員は特別職の公務員と規定されています。公職選挙法では公務員の選挙運動をすることはできないとされていますので、農業委員・推進委員の地位を利用した選挙運動は謹んでいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>続きまして、お手元の農業者年金関係の冊子をご覧ください。農業者年金は積立方式を採用しており、自身で積み立てたお金を将来受給するというものです。年間の農業従事日数が60日以上等の加入要件はありますが、何かの集まりなどで農業者年金について聞かれた時などに対応できるよう、年金の冊子をお渡しします。活用いただければと思います。</p> <p>今月の相談会の担当委員は、増田一幸委員、小室推進委員となります。日程は6月30日月曜日の午後1時30分となっております。当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。</p> <p>来月7月の定例農業委員会の日程でございますが、7月25日金曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 7年 6月 25日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	